

日野市国際交流協会会員の交通費の支給に関する規程

令和3年3月27日 制 定

(目的)

第1条 この規程は、日野市国際交流協会（以下「協会」という。）が行う、日本語教室及び協会が指定する事業（以下「交通費支給対象事業」という。）を推進する会員の交通費の支給について定めるものとする。

(交通費の種類及び額)

第2条 支給の対象となる交通費の種類は、当該事業の会場への移動に電車及びバスを利用する際にはその運賃のうち会員が実費を負担した額とし、自転車、原動機付自転車及び自動車（以下「自転車等」という。）を使用する際には別表1に掲げる自転車等の片道の使用距離の区分に応じて定めた同表の額を支給する。

(交通費支給の除外)

第3条 自宅から会場までの距離が片道2キロメートル未満の場合（障害等のため徒歩による移動が困難であると認められる者を除く。）及び、本人の所有する定期乗車券及び無料パス等を利用して実費を負担することがない場合は支給しない。

(交通費の支給の上限)

第4条 交通費の支給額は、1か月について5千円を上限とする。また、通年では予算の範囲内で支給することとし、予算内で支払える月の末日の活動までを対象とする。

(交通費の計算)

第5条 交通費、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により変更が生じた場合は、現によった経路及び方法によって計算する。

(交通費の届出及び申請)

第6条 交通費の支給を受けようとする者は、協会にあらかじめ「交通費届出書」（第1号様式）を提出し、次の各項の規定に従い、「交通費支給申請書」（第2号様式）を提出しなければならない。

2 各年度の4月から7月を第1期、8月から11月を第2期、12月から翌年3月までを第3期とし、各期の末日までに当該期における交通費を「交通費支給申請書」（第2号様式）と、「交通費支給申請明細書」（第3号様式）に記入のうえ、協会に提出しなければならない。ただし、第3期においては3月25日までに提出しなければならない。

3 前項に規定する各期の途中で交通費支給対象事業を終了する者については、当該事業終了日までに当該期における交通費を「交通費支給申請書」（第2号様式）と、「交通費支給申請明細書」（第3号様式）に記入のうえ協会に提出しなければならない。

(支給の時期)

第7条 協会は交通費支給申請書の提出を受けた翌月の20日までに、支給額の確認等支給準備を完了させ、会員の請求に基づき支給する。その際、会員に対し速やかな請求を促し、早期に当該期の交通費支給を完了させるものとする。

(支給の方法)

第8条 交通費の支給は口座振込で行う。交通費の支給を受けようとする者は、協会にあらかじめ「口座登録申請書」(第4号様式)を提出しなければならない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

自動車・自転車等の片道の使用距離の区分	支給額(日額)
2キロメートル未満(第3条で困難であると認めた場合のみ)	100円
2キロメートル以上10キロメートル未満	200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	340円
15キロメートル以上20キロメートル未満	480円
20キロメートル以上25キロメートル未満	620円
25キロメートル以上30キロメートル未満	760円

(参考)

第1条に規定する「交通費支給対象事業」

- 日本語教室（学習支援ボランティア）
 - 1 土曜クラス
 - 2 火曜クラス
 - 3 平山クラス
 - 4 子どもクラス
- 協会が指定する事業
 - 1 多文化共生推進事業（イベント事前打ち合わせ）
 - 2 交流事業（イベント事前下見）
 - 3 広報事業（参加しないイベントの取材活動）
 - 4 協力事業（国際理解教育支援）
 - 5 部会・定例会・ミーティング
 - 6 研修会・講座（外部団体主催で協会が派遣するもの）
 - 7 協会が設置する検討会
 - ① ビジョン検討会
 - 8 実行委員会
 - ① 国際交流フェスティバル
 - 9 運営連絡会
 - 10 理事会